

## ○豊中市多面的機能支払交付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域の共同活動を支援し農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払交付金実施要綱(平成27年4月1日付け26農振第2155号。以下「国実施要綱」という。)、多面的機能支払交付金実施要領(平成27年4月1日付け26農振第2157号。以下「国実施要領」という。)に基づき実施する事業(以下「事業」という。)に要する経費に対し、予算の範囲内において交付金を交付することについて、豊中市補助金交付規則(昭和57年豊中市規程第15号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付金の区分、経費の内容及び交付額)

第2条 交付金の区分、経費の内容及び交付額は、別表に定めるとおりとする。

### (交付申請)

第3条 交付金の交付を受けようとする者は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)に基づく認定申請を行い、市長の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けた者(以下「認定活動組織」という。)は、国実施要綱に基づく多面的機能支払交付金に係る活動計画書を添付して、豊中市多面的機能支払交付金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

### (交付決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、交付金の交付の決定をし、豊中市多面的機能支払交付金交付決定通知書(様式第2号)により、当該認定活動組織に通知するものとする。

### (事業の変更)

第5条 認定活動組織は、事業の内容を変更することにより、交付金額に変更が生じるときは、国実施要綱に基づく多面的機能支払交付金に係る活動計画書を添付して、豊中市多面的機能支払交付金変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第4条の規定は、前項の場合において準用する。

(事業の中止又は廃止)

第 6 条 認定活動組織は、事業を中止又は廃止しようとするときは、豊中市多面的機能支払交付金中止(廃止)承認申請書(様式第 4 号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第 4 条の規定は、前項の場合において準用する。ただし、廃止の場合は除くものとする。

(交付金の請求)

第 7 条 認定活動組織は、交付金の請求をしようとするときは、豊中市多面的機能支払交付金請求書(様式第 5 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、交付金を概算払することができる。

(実績報告)

第 8 条 認定活動組織は、事業を実施した年度の翌年度の 4 月 10 日までに、国実施要綱に基づく多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書を添付し、豊中市多面的機能支払交付金実績報告書(様式第 6 号)を市長に提出しなければならない。

(交付金の額の確定)

第 9 条 市長は、第 8 条に規定する報告を受けた場合には、書類の審査を行い、その報告に係る事業の実施の結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付金の額を確定し、豊中市多面的機能支払交付金確定通知書(様式第 7 号)により、当該認定活動組織に通知するものとする。

(関係書類の保管)

第 10 条 認定活動組織は、この交付金に係る帳簿及び証拠書類又は証拠物を交付金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間、整備保管しておかなければならない。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 14 日から施行し、平成 27 年 6 月 30 日から適用する。

別表(第 2 条関係)

| 交付金の<br>区分 | 経費の内容                                                                              | 交付金の交付額                                                                                                                                   |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 多面的機能支払交付金 | 国実施要綱別紙 1 の第 4 及び同別紙 2 の第 4 の 1 の規定に基づいて行う、農地維持活動及び資源向上活動（施設の長寿命化のための活動を除く。）に要する経費 | 交付金の額は、次により算定した額とする。<br>① 認定活動組織ごとの「地目」別に「対象面積(アール)」を求める(小数第 1 位を切り捨てる。)<br>② ①の対象面積を付表に定める単価を乗じて、円単位で額を算定する。<br>③ 交付金の額は②で定めた額の合計額以内とする。 |

付表

|    |              |
|----|--------------|
| 地目 | 10 アール当たりの単価 |
| 田  | 3,000 円      |
| 畑  | 2,000 円      |